一般社団法人日本モルック協会 専門委員会規程

第 1 条（目的）

本規程は、一般社団法人日本モルック協会（以下「本協会」という。）の定款第 28 条に基づき、法人の運営並びに事業推進を行う上で必要な業務分野別の専門委員会（以下「部」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（設置）

本協会に、専門委員会として次の部を置く。

(1) 競技部

(2) 普及・福祉部

(3) 育成部

(4) 広報部

(5) パートナーリレーション部

(6) 財務部

(7) 総務部

(8) PF 支援部

(9) ビーチ・レクリエーション部

(10) 学生連盟部

(11) 知財部

(12) 国際部

2. 各部は、第 8 条に定める会議において所掌事項を審議し、その決定に基づいて業務を執行する会議体とする。

3. 部の新設、統合及び廃止は、理事会の決議による。

第 3 条（所掌事項）

各部の所掌事項は、別表のとおりとする。

2. 別表に定めのない事項及び複数の部に関係する事項の所管は、理事会が定める。

第 4 条（担当理事）

各部に、理事会の決議により、当該部を担当する理事（以下「担当理事」という。）を置く。

2. 担当理事は、当該部の業務を監督し、理事会との連絡調整を行う。

第 5 条（構成）

各部は、チーフ 1 名、サブチーフ若干名及び部員（以下、これらを総称して「構成員」という。）をもって構成する。

2. 構成員は、本協会のスタッフの中から選任する。ただし、特に必要があると認めるときは、理事会の承認を得て、本協会のスタッフ以外の者を構成員とすることができる。

3. 各部は、担当理事の承認を得て、部内に班を置くことができる。

第 6 条（選任及び解任）

チーフ及びサブチーフ（以下「チーフ等」という。）は、担当理事の推薦に基づき、理事会が選任する。

2. 部員は、担当理事がチーフの意見を聴いて選任し、理事会に報告する。

3. チーフ等が次の各号のいずれかに該当するときは理事会が、部員が次の各号のいずれかに該当するときは担当理事が、これを解任することができる。この場合において、担当理事が部員を解任したときは、理事会に報告しなければならない。

(1) 本協会の定款又は諸規程に違反したとき

(2) 業務を怠ったとき

(3) その他構成員としてふさわしくない行為があったとき

4. 前項の規定により解任しようとするときは、あらかじめ本人に弁明の機会を与えなければならない。

第 7 条（任期等）

構成員の任期は、選任の日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任されたチーフ等の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

3. 構成員は、任期満了後も、後任者が選任されるまでの間は、なおその業務を行う。

4. 構成員は、担当理事に申し出て、辞任することができる。

5. 構成員がやむを得ない事情により業務を継続して行うことができないときは、担当理事の承認を得て、6 か月以内の期間を定めて業務を休止することができる。休止の期間を経過しても業務に復帰しないとき、又は担当理事が相当の期限を定めて行った照会に応答しないときは、担当理事は、理事会に報告の上、当該構成員を退任したものとして取り扱うことができる。

第 8 条（会議）

各部の会議は、チーフが招集し、その議長となる。チーフに事故があるときは、サブチーフがその業務を代行する。

2. 会議は、定期的に開催するほか、チーフが必要と認めるとき、又は担当理事から請求があったときに開催する。

3. 担当理事は、会議に出席するものとする。担当理事が出席できなかったときは、チーフは、会議の結果を担当理事に報告しなければならない。

4. 会議は、チーフ又はサブチーフを含む構成員の 3 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。

5. 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

6. 会議は、オンライン会議システムその他構成員が同時に意見を交換できる方法により開催することができる。チーフが必要と認めるときは、電子メールその他の電磁的方法による構成員の過半数の同意をもって、会議の議決に代えることができる。

7. 構成員は、自己又はその親族の利害に関係する議事の議決に加わることができない。

8. チーフは、会議の日時、出席者、議題及び決定事項を記載した議事録を作成し、担当理事に提出する。議事録は、本協会が定める方法により保存する。

第 9 条（理事会との関係）

各部は、理事会が定めた方針及び事業計画に基づき、所掌事項に係る業務を執行する。

2. 各部は、重要事項を決定しようとするときは、あらかじめ担当理事の承認を得なければならない。理事会の決議を要する事項は、担当理事を通じて理事会に付議する。

3. チーフは、原則として毎月、担当理事を通じて理事会に、又は理事及びチーフが出席する会議において、当該部の活動状況を報告しなければならない。緊急を要する事項は、速やかに担当理事に報告しなければならない。

4. 各部は、毎事業年度、事業計画案及び予算案を作成して担当理事に提出し、事業年度終了後は、事業報告を担当理事に提出する。

第 10 条（予算の執行）

各部は、理事会が承認した予算の範囲内で、業務を執行する。

2. 各部が予算を超える支出を行う必要がある場合は、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

3. 予算の執行は、本協会の諸規程に従い、財務部と連携して適正に行う。

第 11 条（遵守事項）

構成員は、就任に際し、本協会所定の誓約書を提出しなければならない。構成員が未成年者であるときは、その法定代理人の同意を得なければならない。

2. 構成員は、本協会の定款及び諸規程を遵守するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その活動を終了した後も、同様とする。

第 12 条（特別委員会等）

理事会は、各部のほか、特定の事項を審議し、又は処理するため、特別委員会又はプロジェクトチームを置くことができる。

2. 前項の特別委員会等の構成及び運営は、他の規程に定めがある場合を除き、理事会が定めるところによるほか、本規程を準用する。

第 13 条（規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

附則（2026 年 11 月 1 日改正）

この規程は、2026 年 11 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）　各部の所掌事項

部（専門委員会）	主な所掌事項
競技部	競技規則の整備、公式大会の企画・運営、競技力

	の向上に関する事項
普及・福祉部	モルックの普及促進、地域コミュニティとの連携、普及イベントの企画・実施、福祉施設等でのモルックの普及、バリアフリー化の推進、パラスポーツとしての展開支援
育成部	審判員の育成及び派遣、新規会員の獲得、選手登録、指導者の育成及び派遣、研修会の企画・実施、育成プログラムの開発、資格認定に関する事項
広報部	広報戦略の立案、公式サイト及び SNS の運営、プレスリリースの作成・配信、メディア対応
パートナーリレーション部	スポンサー企業との関係構築、協賛金の獲得、パートナー企業向けサービスの企画・提供
財務部	予算の編成及び執行管理、決算書類の作成、会計監査への対応、財務戦略の立案
総務部	社員総会及び理事会の運営支援、規程等の管理、法務対応、その他各部に属さない事項
PF 支援部	都道府県協会の設立支援、都道府県協会及び地域登録団体との連携・調整、地域間交流の促進
ビーチ・レクリエーション部	ビーチモルック及び日本レクリエーション協会関連の普及、関連イベントの企画・運営
学生連盟部	大学生及び専門学生を中心とした競技者の育成、学生大会の企画・運営、学生間交流の促進
知財部	商標権・著作権等の知的財産権の管理、ライセンス契約の管理、知的財産権侵害への対応
国際部	国際モルック連盟（IMO）その他海外の団体との渉外及び連携強化、世界大会・アジア大会の企画運営、海外チームとの交流促進